

○農林水産省告示第七百十九号  
 植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十八年農林水産省告示第八百二十七号（ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。  
 令和八年五月二十二日  
 農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る、これを削る。

別表		改正後		改正前	
北海道	都道府県	市町村	地 域	北海道	都道府県
		網走市	(削る)		
		斜里郡斜里町	神浦		
		(略)	(略)		
		斜里郡斜里町	中斜里（七十三番二から五まで、七十四番一及び四、七十五番三及び五、七十六番一、二、四及び十から十二まで並びに七十七番一、二、七及び八に限る。）及び三井（七十九番一から三まで、八十番一から四まで、八十一番一及び二、八十二番一及び二、百十七番一から四まで、百十八番一から六まで、百十九番一から三まで、五及び十から十二まで、百二十番一から三まで並びに八十一番一及び百十七番一に隣接する国有地に限る。）		
		斜里郡斜里町	豊倉（百十四番一から十四まで、百十五番一、四及び五、二百五十一番並びに二百五十二番に限る。）中斜里（七十三番二から五まで、七十四番一及び四、七十五番三及び五、七十六番一、二、四及び十から十二まで並びに七十七番一、二、七及び八に限る。）三井（七十九番一から三まで、八十番一から四まで、八十一番一及び二、八十二番一から三まで、百十七番一から四まで、百十八番一及び二、百十九番一から三まで、五及び十から十二まで、百二十番一から三まで並びに八十一番一及び百十七番一に隣接する国有地に限る。）及び来連（一番一から八まで、二番一から七まで、三番一から十二まで、四番一、二及び四から十一まで、八番一から六まで及び八から十二まで、九番一から四まで及び七、十番一から十まで、十一番一から三まで、十二番一から五まで、十三番、二十八番一から五まで、		
		(新設)	(新設)		
		網走市	稲富（十一番一、十二番一から四まで、十三番一、二、六及び七、六百七十五番一及び二、六百七十七番一から四まで、六百七十八番、六百七十九番一から四まで並びに六百九十二番一に限る。）		
		(略)	(略)		
		斜里郡斜里町	(新設)		

<p>二十九番、三十番、三十一番一から三まで及び五から十三まで、三十二番一から八まで、三十三番一から五まで、三十四番一から七まで、三十五番一から四まで、三十六番一から四まで、四十二番一から三まで、四十三番一から四まで、四十四番一から三まで、四十五番一から三まで、五、八、九及び十三から二十まで、四十六番一、二、四及び五、四十七番一及び二、四十八番一から三まで、四十九番一及び二、五十番一及び三から五まで、五十一番一及び二、五十二番、五十三番二及び三、五十四番一及び二、五十五番一及び二、五十六番、五十七番一から三まで、五十八番一から四まで、五十九番一及び四から六まで、六十番一から三まで、八及び十四から二十五まで、六十一番一から十まで、六十二番一から四まで、六及び七、六十三番一から七まで及び十から二十三まで、六十四番一、二、四から七まで、十から十七まで及び十九から二十一まで、六十八番二、七十三番一から九まで、七十四番一及び三から五まで、七十五番一から七まで、七十六番一から十まで、七十七番並びに七十八番に限る。)</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表網走市の項の改正規定中「清浦」を加える部分及び斜里郡小清水町の項の改正規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。